

# 欧州連合における実体法——調和または別々の太鼓で行進するのか——

——欧州特許条約——

カール・F・グッドマン  
西谷 元 訳

欧州諸国間に緊密な関係を形成しようとする国々の努力は、社会政策、通貨政策、政治政策及び経済政策に影響を与える多くの問題を含んでいる。これらの問題の背景には、言語、歴史、国籍及び法の差異が存在する。「法」には立法府または諸国間の条約によつて形づくられた法規則以上のものを含んでいると主張される。すなわち、ドイツ及びフランスのような大陸法系諸国における法制度は、英国において適用される英米法制度とは根本的に異なる。法的差異は、手続問題はもちろんのこと、思考方法や問題に対するアプローチの差異を含んでおり、個々の国家が国内法として同文言の法律を採択するというだけでは問題は解消されない。文言はたとえ同一であっても、司法的解釈を経ると、異なつた意味を有することとなる。全ての構成国の裁判所に対して拘束力を有する判決を、一定の法分野に行う権限を有した統一欧州裁判所が、この差異を埋めるために必要であろう。もちろん、この概念もまた制度の選択をもなう。つまり、判決はコモン・ロー制度下の他の裁判所に対しては拘束力を有するが、大陸法系制度化においては拘束力を有しない。

コモン・ロー制度と対比される大陸法制度下における法の発展構造は、英国及び大陸における実定法の差異をのり部説明することができるかもしれない。大陸法制度は実定法を含む立法化された法典に基礎をおく。すなわち、法と

は法典であり、裁判所の役割は法を適用することにある。したがって、裁判所の判決は、特定の事件における事実に対して法典を論理的に適用することに基礎をおく。コモン・ロー制度は異なった前提より出発する。裁判所の役割は裁判所に提起された事件を解決することであり、事件を解決する過程において将来の事件において適用される原則を宣言する。これらの原則は裁判所に提起された問題より導かれ、少し異なった事実関係を含む事後の事件において精緻化される。したがって、法は裁判所に提起された事件における様々な事実より生じる。この手続こそが、前合衆国最高裁判所のホームズ判事をして、コモン・ローは論理よりも経験に基礎をおいていると言わしめた理由である。たとえ法案が通過したとしても（つまり制定法が採択されたとしても）、コモン・ロー裁判所は制定法を解釈するためにコモン・ロー的な解釈方法を使用し、裁判所による制定法の解釈が法となる。このような法創造に対する異なった姿勢及び事件を決定するにあたっての制定法の役割の違いが、英国及び大陸法における実質的な違いの一部に対する説明になるであろう。特許紛争に関する紛争を解決するための中央裁判所がつくられたとしても、この裁判所はその管轄権の範囲内でどのようなアプローチをとるかを決定しなければならない。

一七八七年、合衆国という名で知られている連邦国家が憲法によってつくられた際においては、この問題を解決するのはより容易であった。一三のかつての英国植民地は、共通の言語とともに、共通の法的遺産を共有していた。しかしながら、主権国家はその主権的権限の一部を保持しようとして望み、そして新たな連邦政府に憲法的第一条に掲げられた権限のみをおそらくしゅうしゅう与えたと考えられた。新たな連邦政府に付与された権限の中には、以下の規定が存在する。

「第八節 著作者及び発明者をして、一定の期間それぞれその著作及び発明に関する独占的権利を確保せしめることによつて、學術及び学芸の進歩を促進すること。」

したがって、合衆国においては、特許法に関して統一かつ包括的な連邦法が存在する。特許法に関する紛争は、連邦裁判所において排他的に決定される。憲法の最高法規条項に基づき連邦特許法及び連邦裁判所による特許法の解釈は、全ての州において拘束力を有する。<sup>(1)</sup> 特許法の統一性を確保するため、当該問題を含む様々な控訴に対する排他的管轄権を有する特別な連邦控訴裁判所が存在する。<sup>(2)</sup>

特許保護の統一の必要性を認め、共同体(現在では欧州連合)の諸国は、一九七五年に欧州特許条約を締結した。この条約は欧州特許事務局をドイツのミュンヘンに設立した。欧州特許事務局に登録された特許は、条約の各締約国において特許として自動的に保護をうける。条約は欧州連合の構成国のみを対象とするものではなく、他の国家も加盟することが可能である。しかしながら、条約目的の一つは、全ての欧州連合構成国において特許保護の統一性を実現するというものである。

特許が侵害されたと当事者が主張した場合、即座に二つの問題が生じる。

(1) 効力 — これには有効に登録された特許の存否、先行技術の存否などの問題とともに、発明が特許として保護されうるかという問題を含む。

(2) 侵害 — 特許を侵害したと主張された装置は、保護された技術を侵害しているか。

条約は申請という技術的問題についてのみ規定しているように思われる。しかしながら、先行技術の問題及び侵害発生に影響を与える要素は、欧州連合構成国の国内法によつて異なる可能性がありまた事実異っている。これら特許権に影響を与える実定法上の相違にかかわる問題は、統一規則制定主体としての単一の最高裁判所の管轄権下におけるものではない。これらの問題は最終的には構成国の国内裁判所において解決され、したがって、(特許はミュンヘンにおいてのみ登録されればよい)同一特許が、ある国においては特定の製品により特許の侵害を受け、他の国におい

ては同じ製品によって特許侵害を受けないという結果となる。その結果、特許侵害が主張された製品は、ある構成国においては市場への自由なアクセスが否定され、他の構成国においては自由で売買されることとなる。統一された欧州特許に影響を与えるこの国内法の差異を埋めるため、欧州連合構成国は特許にかかわる実定法の「調和」を呼びかけた。多くの欧州の裁判所及び香港の裁判所において争われた *Epidax v Remington* 事件は、調和への努力はいまだに調和のとれた楽音を奏でるには至っていないということを示している<sup>6)</sup>。

### レミントン／エピレディ事件

むだ毛を除去する脱毛装置に関するレミントンとエピレディ間の世界にわたる紛争は、異なった法制度及び思考プロセスが、国家間の紛争に影響を与える好例といえる。エピレディが市場における最初の製品であり、最初の発明であることに争いはなかった。エピレディの発明者たちは、小さな電気モーターによって駆動される機械式のむだ毛除去装置を発明した。発明の基本的な原理は、モーターによって回転される「コイル」を用い、コイルの曲面部が毛がある体の一部を通ると、毛がコイルに捉えられ引き抜かれるというものであった。

エピレディの装置の発明者たちは、多くの国において特許を、また欧州特許事務局において欧州特許を申請し、それらの国家における特許及び欧州特許は認められた<sup>7)</sup>。特許申請及び特許自体は、この発明品を以下のように述べている。

この発明は電気駆動のむだ毛除去装置であり、携帯用筐体、当該筐体に内蔵されたモーター装置、モーター装置によって駆動され除去される毛を有する皮膚に対して回転移動を行う複数の近接した細隙を有した螺旋状コイ

ル、細隙が広げられる凸状の面を有した弓状の毛除去部分、それに対応し細隙が閉じられる凹状の面、螺旋状コイルの回転運動により凸状面における開放運動と凹状面における閉鎖運動及び脱毛のため筐体の速度に比べ皮膚に対する細隙の表面速度が早い動きから構成される。

レミントン製品の考案者はエピレデイ製品及び当該製品の動作原理を熟知していた。しかしながら、レミントンの開発者は、エピレデイ製品とは異なり、毛を捉え除去する方法としてコイルを用いないことにした。双方の製品ともに携帯用であり必要な動力を提供するために電気モーターを使用していたが、レミントン製品は毛を引き抜くために間隙のあるゴム製円筒を使用している。円筒はアーチ状に保持されるため、毛がある皮膚の上を円筒が回転移動するにしたがつて間隙が開閉することにより毛を引き抜く。エピレデイ製品と同様にレミントン製品はむだ毛を除去する。エピレデイと同様に、レミントンの開発者はこれらの発明について特許を得た。

## 紛 争

エピレデイとレミントンの双方の製品は消費者の要求に合致していた。その結果双方ともに積極的に市場に売りだし、それにより市場において衝突することとなった。むだ毛脱毛商品の市場は世界規模であるため、紛争は多くの異なった国家において発生した。最初の発明の実行者また先行特許の保持者として、エピレデイは、多くの国内裁判所において、発明の排他的使用に関する主張の確認及びレミントンがその競合しかつ特許違反の製品を市場に出荷することの差し止めを求める訴訟を提起した。紛争は基本的には、特許侵害にかかわるものであったため、訴訟が提起された多くの国内裁判所において決定されなければならない問題は、レミントン製品がエピレデイ製品の特許を侵害し

たかということであった。二つの製品は構造的に異なる、すなわち一つの製品はコイルを用い、他方はゴム製円筒を用いる、ということは外見的には明白であった。しかし明白でなかったのは、この相違が法的に見て重要性を有するか否かであった。

### 法的枠組み

英国及びドイツは、特許侵害に関する限り、特許の解釈方法についてはおそらく両極端にあるであろう。「英国のプロローチは明らかに最も厳格であり、ドイツは最も寛容である」といわれている<sup>⑧</sup>。このプロローチの差異は、まず欧州連合構成国により認識されており、特許の解釈に関する規則及び特許保護の範囲を定める欧州特許条約第六九条は、以下のように規定する。

欧州特許または欧州特許の申請によって与えられる保護の範囲は、特許申請の文言によって決定される。しかしながら、図面及び絵画も、特許申請を解釈するために用いられる。

第六九条がドイツによるプロローチと英国のプロローチの間の差異を解決しないことを前提として、第六九条の解釈に関する議定書が存在し、以下のように規定する。

第六九条は、欧州特許によって与えられる保護範囲は、特許申請において用いられた文言の厳格かつ字義上の意味において解釈され、図面及び絵画は、特許申請における曖昧さを解消する目的で特許申請の指針としてのみ用いられなければならない。また特許申請が指針としてのみ働き、専門家による図面及び絵画を考慮することに、与えられる現実の保護が、特許権者が考案した範囲以上に拡大されるよう解釈されてはならない。反対に、

特許権者とのための公平な権利保護と第三者のための合理的な確実性を融合させ、中間的な立場を確定するよう解釈されなければならない。

したがって、議定書の意図は英国判例の厳格な文言アプローチもまたドイツ判例の自由的機能的アプローチの双方とも否定する意図であった。しかしながら、議定書は、それ自体の実体的な解釈規則を明らかにしなかった。むしろ、議定書は、条約加盟各国の法制度が、調和が得られるような中間的な立場を導くよう行動することを求めているように思われる。

エピレディ／レミントン事件が欧州諸国の裁判所に係属された時点において、違反に関する既存の国内法が存在しており、国内裁判所は第六九条及び議定書に基づいてそれらの法を調和させる条約上の義務を有していた。

#### 英国及びドイツ判例並びに適用法規

エピレディ／レミントン事件の最初の判決は、一九八八年七月に英国でファルコナー判事によって下された。エピレディは、英国においてレミントン製品が販売されることを阻止する差止命令を求めて訴えた。レミントンは、公判にいたる以前に訴訟が却下されることを求めた。ファルコナー判事は、公判にいたる前に、差止命令の根拠が存在しないことを理由として、略式手続によってエピレディによって提起された訴訟を却下した。公判以前の略式手続を用いることにより、ファルコナー判事は迅速に判決を下すことが可能となった。かれの判決は、基本的には、二つの特許考案物の特許申請の検討に基づいていた。エピレディの特許が螺旋状のコイルを用いることに限定されていたのに対して、レミントンの考案物はこのようなコイルを使用していないという所見に基づいて、ファルコナー判事は訴訟

を却下した。

英国におけるファルコナー判事の判決の五日後、デュッセルドルフ地方裁判所は、レミントンによるエピレディ特許の侵害について判決を下した。デュッセルドルフ裁判所は、ファルコナー判事と異なり、レミントン製品がエピレディ特許を侵害するとして、販売禁止命令を下した。ファルコナー判事は螺旋状コイルはゴム製円筒とは異なり、特許保護は螺旋状コイルには適用されるが、ゴム製円筒には適用されないと結論したのに対して、デュッセルドルフ裁判所は（同じく公判前の略式手続きによって）意見を異にした。「螺旋状のコイル及びその巻き取りと複数の近接した細隙を有する弾力性のある円筒状部品を比較した場合、字義上主要点は異なり」特許は別のものであるということに同意しながらも、デュッセルドルフ裁判所は以下の理由に基づき差止命令による救済を認めた。

螺旋状コイルをプラスチック製円筒状部品に置き換えることによつては、特許侵害の主張されている脱毛器が、訴訟の基礎となつている保護権益の範囲外におかれることはない。

第六九条及び議定書を検討した後、デュッセルドルフ地方裁判所は、当該特許の保護は、「特許申請の文言の限度を超える可能性がある」と結論し、また議定書のもとの保護範囲については、「[ドイツ]特許法第一四条がドイツにおける特許の範囲を定める」と結論した。ファルコナー判事による反対の判決については、当該判決は、以下のようない理由に基づいて全く重要性を認めなかった。

イギリスの判事は、螺旋状コイルを発明の「本質的な要素」と考え、螺旋状コイルとの機械的な相似性を、訴訟の基礎となつている権益の範囲内に含めることを認めなかった。この見解は、連邦最高裁判所に従い当該裁判所が依拠しなければならぬ法的基礎とは異なる。

簡単な言葉で述べるならば、統一、調和された見解への潮流を導こうとした議定書の意図とは裏腹に、双方の下級裁



判所は、引き続き国内法における既存の理論に依拠した。これらの理論は異なるのであり、裁判所が全く正反対の結論にいたったのは驚くべきことではない。

フアルコナー判事の判決は、まず控訴裁判所によって検討された。英国控訴裁判所は、公判を開くことなく訴訟手続を終了させる時期はいつが適当であるかという手続上の問題に焦点を合わせ、事件は公判のため下級裁判所に差し戻された。しかしながら、そうするにあたって裁判所はデュッセルドルフ地方裁判所の見解がフアルコナー判事と相違なることを認め、「議定書に従って同一特許を解釈するにあたって」、英国及びドイツの双方の下級裁判所が正しいということとはあり得ないと述べた。「どちらかが特許申請において用いられた厳格な字義に重きを置きすぎることにより過誤を起したか、または他方が専門家により理解される表現を考慮することにより特許申請者が実際考案した以上の保護を与えるという過誤を起したのである。」

事件を公判に差し戻すにあたって、控訴裁判所は下級裁判所にいくつかの指針を与えた。控訴裁判所は、下級裁判所が公判において英国の先例 *Cahne v Hill & Smith* <sup>(2)</sup> においてロード・ディプロックによってとられたアプローチをとるよう助言した。当然のことながら英国控訴裁判所は、この英国判例が「議定書において示されたのと同様の解釈方法を明らかにしている」と述べた。他の言葉で言うならば、英国の控訴裁判所及びドイツの下級裁判所双方ともに、議定書と国内法が首尾一貫していると述べたのである。同様に、デュッセルドルフにおける州最高裁判所に対する控訴は、手続的理由をもとに下級裁判所判決が破棄された。

最初の「公判」はドイツにおいて開かれ、デュッセルドルフの下級裁判所は問題を再度考慮した後、(特に驚くべきことではないが)原審と同様の結論にいたった。すなわち、レミントン製品はエピソード特許の侵害であるというものであった。下級裁判所は、「細隙の入った曲面を有するゴム製円筒は、特徴3—7の示すような形状を持ちかつ作動する

螺旋状コイルの毛接触部品と同様の効果を有する」と述べた。いかなる法規則が適用されるかを決定するにあたって、デュッセルドルフ裁判所は、まず幾つかのドイツ裁判所の判決を引用した後、「したがって特許侵害は、欧州特許条約第六十九条第一項に従って、専門家が文言に与える、意味ある内容全体及び技術的意味に基づいて考慮されなければならない」と述べた。

このように、一九八八年の年末までには、レミントン／エピレデイ事件について、英国とドイツにおいて五つの判決が下された。興味深いことに、双方の国の下級裁判所は、どちらかといえば機械的に国内法を適用し、議定書はいかなる影響をも与えなかったと結論した。他方、控訴裁判所は原審を覆し、問題の事実問題の解明及びその分析を求めた。しかしながら、どちらの裁判制度も調和という基本的問題、すなわちどのようにして他国の理論を考慮しつつ国内法を変更していくかという問題を理解していなかったように思われる。

一九八九年五月、英国のホフマン判事は、公判において、*Eplady v Remington* 事件に関し判決を下した。Catic事件におけるロード・ディプロックの判決を適用すべきであるとの控訴裁判所判決を考慮し、Catic事件判決に従うならば、特許において用いられた文言に対しては字義上の解釈ではなく、「目的論的」解釈が与えられなければならないと結論した。もちろん、この一般的な言い方では、どのようにして裁判所が目的論的解釈にいたったのかを明らかにしていない。このような解釈を行うについて、Catic判決は裁判所が三つの設問を行うことを求めており、その三番目は以下のようなものである。

専門知識を有した閲覧者は、特許申請書において用いられた語法より、第一義の意味に厳密に従うことが発明の本質的要請であるということの特許権者が意図していたことを理解することができるか。もし、答えが肯定的ならば、変形は特許申請による保護の範囲の外である。

したがって、この質問に対する肯定的な答えは、特許の文言にむしろ字義上の意味を与えることになり、否定的な答えは、用いられた文言により厳密に限定されるより広範な特許保護を与えることとなる。他の言葉で言うならば、肯定的な答えは、議定書が存在していなかったかのようになり、発明者と潜在的抵觸者とを全く同じ立場に置く。他方、否定的な答えは、特許保護をドイツの立場に少し近づけるように思われる。しかしながら、裁判所は、「結論として、常に問題は、申し立てられた侵害が特許申請の文言によって保護されるか否かである」との見解をとった。公判に提出された証拠に基づいて、英国の下級裁判所は(再び特に驚くべきことではないが) *Catnic* 準則に関する答えは「肯定的」であり、したがってエヒレディ特許は螺旋状コイル装置を保護する限度においてのみ認められるとの結論にいたった。裁判所は「ゴム製円筒は螺旋状コイルと類似していない。これは、限定的な場合において同様の動作を行う異質のものである」と述べた。

ホフマン判事は、ドイツ判例が全く反対の結論にいたったことを承知していた。ホフマン判事にとって、彼の判決理由とデュッセルドルフ判決の判決理由の差異は、ドイツ裁判所がホフマン判事が判示する際に用いた設問を問わなかったからであった。つまり、専門知識を有する閲覧者は、発明者が螺旋状コイルに限定していたと申請書の語句を解釈するかどうかという設問である。ホフマン判事の見解によるならば、デュッセルドルフ裁判所は議定書に従わず、特許の文言を「指針」と扱い、類似性を発見するために機能的なアプローチをとったというものである。ホフマン判事の意見によるならば、判決が異なった理由は事実に関する専門家証人の異なった意見にあるのではなく、「まさに法的問題である解釈アプローチの差異にある」。簡単にいうならば、ドイツとイギリスの公判の後も、双方の国はその基本的な法アプローチを維持し続け、調和の概念は推進されていないように思われる。

デュッセルドルフ裁判所の公判における判決は控訴された。デュッセルドルフ上級地方裁判所は原判決を支持した。

控訴裁判所はイギリスの判決を承知していたが、イギリス裁判所によって適用された *Caric* 準則は、欧州特許条約及び議定書により無効とされたとの見解を示した。

### 香港及びハーグ

#### 香港

レミントンの製品は香港の会社により、中国において製造されていた。香港からこの製品は世界中の多くの市場に出荷されていた。したがって、もしレミントンが中国においてこの製品を製造することに対する差止め命令、または香港よりの出荷に対する差止め命令をエピレデイが得ることができたならば、エピレデイは競争者を非常に不利な立場に置くことができるということは明白であった。レミントン製品がエピレデイ特許を侵害しているとの主張に基づき、エピレデイは差止め命令による救済を香港裁判所に請求した。請求された差止め命令は、香港への又は香港からのレミントン製品の船積み禁止するものであった。公判中の仮差止め命令が発せられ、香港を通過する船積み禁止され（しかし中国における製造に関しては影響はなかった）、事件は高等法院において審理された。当該事件は一九八九年九月、すなわちホフマン判事がロンドンにおいて、英国法及び（英国裁判所が英国法と矛盾していないと判示した）議定書に基づいて、レミントン製品はエピレデイ特許を侵害していないと判示した後、またドイツ裁判所が公判において、議定書とドイツ法は矛盾していないと結論づけ、特許侵害が存在すると判示した後、裁判が行われた。

香港第一審裁判所はレミントン製品はエピレデイ特許を侵害しないと結論した。いうまでもなくこの判決は高等法院に控訴された。一九九〇年、高等法院は判決を下した。控訴における高等法院の判決は、当該裁判所がドイツ及び

ロンドンの裁判の後の多くの判決を認識しており、判決の相違を考慮に入れなければならないと考えていたことから、非常に興味深い。

高等法院のアプローチを検討する前に、英国法及び議定書が香港に対しても適用されることを確認する必要がある。したがって、英国及びドイツ裁判所と同様に、香港裁判所は調和を試みることに要求されており、欧州特許条約及び議定書を適用する義務があった。<sup>(1)</sup>

英国判例に拘束されないにもかかわらず、香港裁判所は、議定書の意味を検討するに当たって、イギリス裁判所と同様の結論にいたった。驚くべきことではないが、香港裁判所は、英国の重要判例である *Catic* 準則は、「議定書において示された準則と一致している」と結論づけた。英国の第一審裁判所と同様に、香港高等法院は、「*Catic* 第三準則」、すなわちエヒレディ特許の特許申請者がその発明を螺旋状コイルに限定する意図があったか、また同様の機械的装置を用いるものの、螺旋状コイルを用いない装置より保護される必要があるかという問題を、重視することが必要であると判断した。香港裁判所は以下のように判示した。

全ての英国判例と同様に我々も認定したように、もし螺旋状コイルが本質的に重要な要素であるならば、いかなる機械的装置も特許を侵害していないことに疑いの余地はない…。

…メイヨ判事により重要視された専門的証拠に照らすならば、発明明細書において明らかにされる申請の文言は、…被控訴人のプラスチック製円筒のような螺旋状コイルの類似品を含まないものと意図していたと専門家によって解釈される。

高等法院は、特許侵害が存在すると判示したドイツ裁判所と、結論が異なることに注目した。ドイツ判例を検討した後、高等法院は、ドイツ裁判所が「*Catic* 第三準則」を適用せず、「指針」アプローチを適用したと述べた。「特許

解釈に対して署名国裁判所が統一的に当たるとは明らかに望ましいことである」と述べつつも、裁判所は「全ての署名国家に関連したこのような問題を決定する欧州裁判所」の存在無しに、統一が達成されるとは考えられないと結論づけた。

ハーグ

一九二二年二月、ハーグの控訴裁判所は、エピレディによりレミントン製品に対して提訴された差止命令に関する訴訟に関して決定を下した。英国及び香港のようなコモン・ロー裁判所とは異なり、ハーグ裁判所はドイツの大陸法系裁判所と同様の、自由主義的アプローチを採用した。ドイツ裁判所と同様にハーグ裁判所は「Case 第三準則」を適用する必要性を認めなかった。むしろ、オランダ裁判所にとつて重要な要素は、レミントンのゴム製円筒がエピレディの螺旋状コイルと機械的に同等であるということのようであった。

要約するならば、当該意見は、控訴裁判所により提起され、中間判決第14項においてより詳細に定義された問題に対して、当該判部は肯定的に返答するというものであり、特別裁判部はしたがって、レミントン製品の特許を承知している平均的専門家たる第三者は、当該裁判部がレミントン製品の脱毛部品の特許申請に述べられた螺旋状コイルと機械的に同等の装置からなると判断した事実を鑑みて、当該装置が特許発明の応用からなると結論すると信じる。

ハーグ裁判所は、その判決が英国及び香港の判決と同様ではないことに気づいていなかったわけではなかった。ハーグ裁判所は、議定書及び欧州における統一されたアプローチを達成しようとする努力も熟知していた。これに関して、裁判所は以下のように述べた。

このような保護は第三者に関する限り不公平であるとの主張は、オランダの専門家が保護の範囲に関して権利

を有するであろう期待に基づいて判断されなければならない、このような期待はもちろんオランダ判例法に基づいている。この不可避の循環の結果、欧州特許条約第六九条に関する議定書は何等影響は受けないのではあるが、統一された欧州的保护を達成するのは困難である。

したがって、オランダ裁判所はその結論にいたるにあたって、すでに存在していたオランダの法的理論を適用したように思われる。<sup>12</sup>

## 結 論

エブレディ／レミントンの世界中における訴訟は、特許権の解釈における更なる統一及び特許権に付与される保護の拡大の必要性を示している。紙の上では統一された法、すなわち議定書第六九条、が存在するが、判決は既存の法概念を体现しているように思われる。もし欧州連合がその目的を達成しようとするならば、このような統一のための機構が必要とされる。特に今日のような高度技術時代においては、知的所有権がますます経済の基礎となつてきているのであり、統一された保護が必要とされる。物品に対する関税についての国境を廃止するのみで、欧州連合の一定の構成国においてのみ販売することが可能であり、他の国においては販売が禁止されるような製品の製造を認めるようではほとんど意味がない。

特許保護に関する異なった国内法は、ハイテク企業がどこに製造施設をおくかということを決定するにあたって決定的な影響を与え得る。上述した香港の事件は、製造国における差止命令が、製品との接触点が販売だけである国と比較して、いかに大きな影響を(製造を禁止又は他の市場への輸送を禁止することにより)与えるかということを示してい

る。このことは、欧州連合国家の間に、不適當かつ潜在的に有害な競争を生じさせる。欧州連合非加盟の国及び企業にとつて、統一の欠如は同様に歓迎されない。エピソード及びレミントン<sup>1</sup>は双方ともに欧州に本拠をおかない会社であり、その製造も欧州外で行われた。欧州連合構成国のいくつかの国で会社間、製品間の競争を認める一方、他方で他の国においてこのような競争を否定することは、欧州連合の目標と一致しない。しかしながら、特許に関して異なる保護及び解釈が与えられたことは、欧州連合非加盟国が、(欧州連合内で)欧州市場全体のための配送施設をどこに設立するかに影響を与える。

それ以上に、G A T T ウルグアイ・ラウンドの成功裡による終了により、知的所有権に対する保護が国際的により広く認められた。緊密な経済ブロックにおいて、高度に発達した国家が同一の成文規則を適用するにあつて異なる解釈を行うようでは、これらの権利の完全な保護は望めない。理論的には、明確に確立され統一的に適用される法規則は、それが最高の規則でないとしても、法の不存在又は規則の矛盾した適用よりは好ましいのであり、欧州連合構成国は、その判決が欧州特許条約の全ての署名国に対して拘束的である欧州特許裁判所を設立する努力を促進しなければならぬかもしれない。

(1) カードゾ<sup>2</sup>判事は *Nature of the Legal Process* において以下のように述べている。

「先例による後ろ盾は判決理由の前提条件となる基本的な司法概念である。そしてさらなる後ろ盾はこれらの概念がその源を有している慣習、社会的機構にあり、相互に影響を与えることによりお互いに変更を加える。しかしながら、我々のように非常に発達を遂げた制度においては、先例はほとんどの分野を網羅しており、これを解釈することから裁判官の任務を始めることが求められる。ほとんど常に、裁判官の最初の仕事は、先例を検討し比較することになる。もし先例が明快であり問題に適用され得るならば、裁判官はそれ以上の仕事を求められない。先例拘束性は少なくとも我々の法の基本的規則である。」

裁判所の全ての判例が先例拘束性を有するわけではない。判決理由だけが先例拘束性を有する。マーシャル長官は *Cohen v Virginia*,



19 U. S. 264, 399 (1821) において以下のように述べている。

「全ての意見における一般的表现はそれらの表現が用いられた事件との関係において解釈されなければならないというのは、無視されてはならない法諺である。もしこの表現が事件を越えて適用されるならば、それらは尊重されるだろうが、同様の問題についての将来の裁判所判決を拘束することはできないであろう。この法諺の存在理由は明らかである。裁判所に実際提訴された問題は、注意深く審査され十分に考慮される。当該問題に対して補助的に光を当てるような他の原則は、事件を決定する限りにおいて検討されるのであり、他の全ての事件との関係という可能性についてはほとんど検討されないのである。」

(2) コモン・ローは多くの訴訟より生じた一般的な法原則に基づいているため、ホームズ判事はコモン・ローの基本原則が論理ではなく経験であると考えたのである。Holmes, *The Common Law*. 同様にこの経験則の尊重は、間違った事実間違った法を構成するという解釈に達する。当然、管轄内の最上級裁判所は、以前の事件において確立された規則から離れることは可能である。そうでなければコモン・ローは静的なものとなってしまう、太古の規則が現在の問題や状況を統制することとなってしまう。しかしながら、コモン・ロー裁判所は、経験則に基づいて長い期間を通じて確立した規則を、徐々にしか変更しない。妊娠の初期において妊娠中絶を行う女性の憲法上の権利を確認した近時の判決において、最高裁判所の多数意見は以下のように述べている。

「先例にしたがう義務は必要から生じ、反対の必要性がその限界を明らかにする。カードゾ判事と同様に我々は、全ての事件において提起された問題を新たに検討しなければならないとすると、いかなる司法制度もその社会的機能を果たすことができないということに同意する。：我々自身の憲法の基礎となっている法の支配という原則自体が、長期間にわたるこのような継続性を要求しており、先例の尊重は定義上欠くことのできない要素である。：その一方で、もし過去の判例が明白に誤っており、その執行がそれ故不可能であるならば、他の原則が必要とされる。」 *Planned Parenthood of Southeastern Pennsylvania v. Casey*, 60 USLW 4795, 4801 (1992).

(3) 28 USC Sect. 1338 は、連邦裁判所に対し、特許事件に関する排他的管轄権を与えている。「連邦地方裁判所は、全ての特許に関する連邦法より生じる民事裁判に関して管轄権を有する。：このような管轄権は、特許、植物品種の保護及び著作権に関し、州裁判所の管轄権を排除する。」

(4) 第6条2項は以下のように規定する。「この憲法、これに準拠して制定される合衆国の法律：は、国の最高法規である。各州の裁判官は各州の憲法または法律中に反対の定めある場合といえども、これに拘束される。」合衆国最高裁判所及び連邦裁判所一般の判

決は、州を拘束する。Cooper v Aaron, 358 U. S. 1 (1958) 参照。

(5) 28 USC Sect 1295. 「(a)合衆国控訴裁判所は、(1)…裁判所の管轄権の全部または一部が当該編第1338条に基づく限り、…合衆国連邦地方裁判所の最終判決よりの控訴、…(4)(a)特許・商標局特許侵害委員会の特許出願及び侵害に関する決定よりの控訴…について排他的管轄権を有する。」

(6) 特許法における特許付与手続は、すでに国内法及び欧州特許条約を通じて広い範囲において調和された。しかしながら、特許上の権利の実施にあたって、特許侵害に関する法は未だ完全に各国裁判官の管轄下にある。…特許侵害の主要な問題の一つは、認められた特許の保護範囲を決定することにある。欧州共通の規則である欧州特許条約第六九及びその解釈議定書は存在するが、各国国内裁判所における当該規定の適用は統一されておらず、到底言いがた。"Should Sub-Combinations Be Protected? A Comparative Analysis On The Basis Of French And German Law", 24 International Review of Industrial Property and Copyright Law 314.

(7) 効力もまた、エビレディ/レミントン事件では問題とされた。しかしながら、国内裁判所は、エビレディの特許が有効であるという点については、同意した。この紛争は欧州特許局において一九八九年二月エビレディの特許が無効とされ、一九九一年四月の控訴において決定は覆され特許は有効とされた。有効性に対する異議申立の根拠は先行技術に関するものであった。

(8) Bodenheimer and Beton, *Infringement by Equivalents in the United States and Europe: A Comparative Analysis* EIPR 83 (1993).

(9) 「状況を考慮しても、目的論的解釈に基づいて、この機械的類似性が特許を侵害するか否かの問題は非常に難しいように思われる。第一八条第一九項に基づいて訴訟を却下するのは全く不適當である。当該規則は、訴訟が…合理的な根拠がないことが明白なことを理由として却下する場合に適用される。…『当該規則に基づき略式手続において却下されるのは明白な事例に限られ』『事件の文書及び事実の細部にわたる考察に関して』用いられてはならないということは十分確立されている。」

(10) 1982 RPC 183. ロード・ディプロックは以下のように述べている。

「特許における発明明細書は、特許申請者自身の選んだ言葉により、彼の発明物に対して実質的な興味を有するであろう者(つまり、「専門家」)に対して、開封勅許状が独占権を与えるような新たな発明物又は過程の主要な特徴であると彼が主張するところのものを知らしめるための、特許申請者による一方的な申告である。特許申請者が主要なものと主張する新たな特徴のみが、特許

申請のいわゆる『精髓』を構成する。特許における発明明細書に対しては、法律家がその訓練よりしばしば陥りがちな、細部にわたる字句上の分析を適用する純粹に字義上の解釈ではなく、目的論的な解釈が適用されるべきである。個々の事件において問われるべき設問とは、発明が使用されることが意図されているような仕事について実的な知識及び経験を有した人物が、発明物が動作する方法に実的な差違を与えなくとも、いかなる変形も主張される独占の枠外になるよう、申請書にあらわれた記述的な語又は句に厳密に沿うことが発明の主要な要請であると、特許権者により意図されていたと理解することができるとのことである。

もちろん、変形が発明物が動作する方法に実質的な影響を与える場合、この問題は生じない。また、発明明細が刊行された時点において、実質的な影響を与えるということが知識を有した閲覧者にとって明白である場合、この問題は生じない。明白でない場合、その時点において存在する知識に従って、特許権者は明細書を記述する際、それが当該発明分野における彼自身又は他の人によるその後の研究により限定が必要でないということが明らかにされたとしても、彼の独占権を厳格に限定するのたる理由を有していたと仮定する権利を閲覧者は有する。専門知識を有する閲覧者にとって特許申請において用いられた特定の叙述的語又は句が、特許が名宛人となっている特許権者及び他の閲覧者の知識において、発明物が動作するにあたって何ら実質的影響を与えないような副次的な変形を排除することが、同様に専門知識を有する特許申請者によって意図されてなかったことが明らかなる場合においてのみ、否定的に答えられるべきである。」

(11) 高等法院はその判決において次のように述べた。「一九七五年、欧州特許条約が調印され、英国は現在では署名国である…。一九七七年英国特許法は本質的に条約と全く同一である…。メイヨ判事が事件を扱った時点において、法的立場状況は十分には明らかではなく、立法がその曖昧さを除く必要があったが (Pfizer Incorporated and another v Jiva International (HK) Co. [1988]) 「HKLR 76」判事は一九七七年特許法は香港においても効力を有し、英国において認められた特許は香港においても特許条例第42号に基づき、保護されると判示した。このことは当該訴訟の両当事者によっても争われておらず、メイヨ判事は正しく判示したものと考えられる。」

(12) 他の国内裁判所もまた、当該紛争を処理しなければならなかった。例えば、ミラノの裁判所は、ゴム製円筒は螺旋状コイルと同等であり、特許侵害が存在すると判示した。しかしながら、ヴェニス商事裁判所は、二つの製品に関する事実の検討に基づいて以下のように判示した。「以上のような理由をもって、特許PI 23 255における螺旋状コイルと同様に、レミンントンのプラスチック製円筒装置は、同じ問題を解決したが、それは『電動脱毛装置』という全体において、基本的に異なる手段によって解決した。

上述の二つの毛接触部品は、技術状況を考慮した場合、『絞り及び回転を用いて脱毛』するという一般的叙述においてのみ同等であるということができ、同等性の問題に断定的に答えるため、具体的技術デザイン及びその結果としての細部を厳格な動作の『脱毛動作の質』という点を考慮した場合、同等であると判断することはできない。以上のような事実に基づいて、…当該事件において同等性は全く存在しないと結論することができる。現在の合衆国特許4,079,741により保護された曲面部を有する螺旋状コイルは、技術的発達状況から見て、弾力性のある円筒と同等のものとはみなされ得ない。この変更は、問題となっている特許が行ったような当該合衆国特許及び上述のCIPUSにおいて知られている技術的要素を統合したのではなく、それ以上のさらなる発展過程を示している。」

訴訟が提起され判決が下された国の一覧について、付表を参照。

〔著者紹介〕

Carl F. Goodman 元広島大学法学部教授

コロンビア特別区、ニューヨーク州弁護士

